



長野県報

3月13日(木)
令和 7 年
(2025 年)
第 591 号

目 次

規 則

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（人事課） 1

告 示

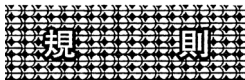
救急病院等を定める省令に基づく救急診療所の認定（医療政策課） 2
都市計画事業の事業計画の変更認可（2 件）（水道・生活排水課） 2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（5 件）（森林づくり推進課） 3
基本測量の実施（建設政策課） 5
公共測量の終了（4 件）（建設政策課） 5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3 件）（道路管理課） 6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2 件）（道路管理課） 7
昭和44年選告示第 4 号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会） 8

公 告

県営土地改良事業変更計画の概要等（農地整備課） 10
随意契約の相手方の決定（建設政策課技術管理室） 10
建築士法に基づく二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築住宅課） 10
土地改良区役員の就退任の届出（5 件）（農地整備課） 11
企画提案公募（プロポーザル）（高校教育課） 15
特定調達契約に係る落札者の決定（水道・生活排水課） 17

訓 令

副知事の担任意務に関する規程（人事課） 18



知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 7 年 3 月 13 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第 3 号

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務代理者を定める規則（昭和39年長野県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第 6 項中「第 3 項」を「第 4 項」に、「第 4 項」を「第 5 項」に、「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同項を第 7 項とし、第 2 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 項中「(昭和22年法律第67号)」を削り、同項を第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第 1 項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第 1 順位 副知事 関昇一郎

第 2 順位 副知事 新田恭士

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 17 日から施行する。

人 事 課